第九　第二から第八までの規定によらない報酬の受領の禁止

① 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関し、第二から第八までの規定によるほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金に相当する額については、この限りでない。

② 消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務を免除される宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関し受けることができる報酬の額は、第二から第六までの規定に準じて算出した額に百八分の百を乗じて得た額、当該代理又は媒介における仕入れに係る消費税等相当額及び①ただし書に規定する額を合計した金額以内とする。

第七　第二から第六までの規定によらない報酬の受領の禁止

① 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関し、第二から第六までの規定によるほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金に相当する額については、この限りでない。

② 消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務を免除される宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関し受けることができる報酬の額は、第二から第六までの規定に準じて算出した額に百八分の百を乗じて得た額、当該代理又は媒介における仕入れに係る消費税等相当額及び①ただし書に規定する額を合計した金額以内とする。

附　則

この告示は、平成三十年一月一日から施行する。

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成29年12月8日　札幌地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　札幌地方検察庁　平成29年第1号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成29年12月8日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成18年頃から平成28年8月2日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

阪本凱彦、青木雄二が共謀して、業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第3項違反の罪のうち、法定の1日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記4の⑶を参照）

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している業者名　阪本、青木（アオヤマ）

⑵　検察官が既に把握している利息等を受領した銀行口座

いずれもゆうちょ銀行で口座名義、記号番号の順に記載

阪本　凱彦　19060―42064351、阪本　凱彦　19010―13981191、青木　雄二　19090―28751941
本山　順子　19080―34044121、奥野　宏　19020―49151921、金子　敢　19000―19892331
金子美登霧　19060―23904911、帰山　寛　19050―10266301、塩谷　朋二　19090―16550811
高津まり子　19080―31207871、髙野　秀子　19080―29362621、千葉　亘　19020―35088341
中村　博　19050―3517911、松本　清美　19080―28618911、㈲アオイ観光バス　19050―19680221

⑶　主な犯行態様

○　知人等の紹介で阪本、青木（アオヤマ）に電話等で融資の申し込みを行う。
○　融資の申し込み後、電話又は直接面談で融資の審査、口頭契約をする。
○　貸付は、借受人の預貯金口座に振込入金又は手渡しで行う。
○　貸金の返済は、阪本らが管理する預貯金口座に振込入金させるなどの方法により利息及び元本を受領する。

5　開始決定の時における給付資金の額　金79万4,000円

6　支給申請期間　平成29年12月8日から平成30年1月31日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　札幌地方裁判所苫小牧支部

⑵　裁判年月日　①平成29年4月18日　②平成29年2月14日

⑶　確定年月日　①平成29年5月3日　②平成29年3月1日

⑷　被告人の氏名又は名称　①阪本　凱彦　②青木　雄二

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは、貸金業法第3条第1項の登録を受けないで貸金業を営み、業として多数の者に対して金銭の貸付けを行うに当たり、その元金及び法定の利率を超える利息を受領するに際し、平成23年12月19日から平成28年8月2日までの間、834回にわたり、借受人らに、貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息合計4,842万8,400円を、被告人らが管理する小樽市入船5丁目3番1号株式会社ゆうちょ銀行小樽貯金事務センターに開設された本山順子名義の通常貯金口座に振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目　札幌第3合同庁舎
札幌地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号011―280―6001

○　上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（札幌地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがなされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（札幌地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。